

鳥取砂丘の歴史

西暦	年号	出来事
1921	大正10	●県が史跡名勝天然記念物調査委員会を設置、県内の遺跡調査に乗り出す。
1933	昭和8	●3月 県は砂丘を天然記念物に指定しようと文部省に申請。国の天然記念物調査委員の現地調査も行われたが、陸軍演習地だったため指定されなかった。
1946	昭和21	●湯山池の干拓工事に際して砂丘台地の採砂中、多量の土器・石器出土。直浪遺跡が発見される。
1950	昭和25	●8月 鳥取市議会は浜坂、賀露、湖山の砂丘(約567ヘクタール)を国から払い下げてもらい植林することを可決。
1951	昭和26	●4月 県は浜坂、湖山、福部の砂丘約1,250ヘクタールを本格的に植林することを決定。
1951	昭和26	●9月 鳥取市と鳥取大学は砂丘を半分ずつ国から譲渡してもらうことで合意。12月に砂丘地分割の覚書を交換。
1952	昭和27	●7月 砂丘の植林地が森林法により保安施設地区(将来の保安林)に指定された。
1953	昭和28	●3月 鳥取砂丘など全国25万ヘクタールを対象とした海岸砂地帯農業振興臨時措置法が施行される。
1953	昭和28	●8月 鳥取市は「砂丘の文化財保護申請はしない」との方針を決めた。砂丘の全面緑化を打ち出す。
1954	昭和29	●2月 鳥取市長、市教委、浜坂地区の三者の間で、砂丘の長者ヶ庭、合せヶ谷スリパチ、追後スリパチを中心に文化財指定することで合意。市は、これら3ヶ所を中心とした半径100メートル部分(約9ヘクタール)は植林しないようにと県に対し要請、認められる。
1954	昭和29	●3月 山陰海岸の国立公園指定に関して、厚生省は砂丘を公園に含めることは難しいと鳥取市に連絡。指定には少なくとも100ヘクタール以上の砂丘が必要とした。
1954	昭和29	●7月 鳥取市教委の文化財指定申請を受け、県教委は砂丘約30ヘクタールについて文化財指定の申請をした。
1955	昭和30	●2月 長者ヶ庭、合せヶ谷スリパチ、追後スリパチを結ぶ三角地帯(約30ヘクタール)の天然記念物指定が告示される。
1955	昭和30	●6月 「山陰海岸国立公園」が正式に指定される。
1956	昭和31	●1月28日 鳥取市は天然記念物区域の拡大を申請することになり、県や浜坂地区、県文化財専門委員らと交えて、砂丘で立ち会い調査をした。浜坂地区の反対で拡大区域の合意には至らず。
1956	昭和31	●12月 県教委は県文化財専門委員会の建議に基づき、文化財保護委員会に善処を要望。
1957	昭和32	●4月 県観光総合審議会が開かれ、砂丘での植林計画の見直しをはかり県観光課内に観光砂丘開発委員会を設置することになった。
1957	昭和32	●6月20日 国の文化財専門審議会が天然記念物を約162ヘクタールに拡大する答申を文化財保護委員会に提出、翌月にも正式指定されることになった。この後、鳥取市長、浜坂地区から反対があったため、県は指定の保留を文化財保護委員会に要請。
1957	昭和32	●8月 鳥取市は植林地を除く104ヘクタール(既指定を含む)を拡大指定する意見書を文化財保護委員会に提出。
1957	昭和32	●9月 遠藤知事が上京し文化財保護委員長と協議、指定拡大の面積を修正して改めて申請することになった。
1962	昭和37	●7月 砂丘の天然記念物を113ヘクタールに拡大する指定が告示された。
1963	昭和38	●2月 鳥取商工会議所が植林地の伐採を促進するよう県議会に陳情。
1963	昭和38	●7月15日 山陰海岸国立公園の国立公園昇格が厚生大臣から告示される。鳥取市はさっそく標柱4本を立てポスター500枚を全国に発送。また、天然記念物区域の113ヘクタールが特別保護地区に指定された。
1963	昭和38	●7月 鳥取市観光協会は、鳥取市と浜坂地区との土地契約を解除して砂丘を保護するよう市議会に請願書を提出。
1963	昭和38	●7月30日 県と鳥取市、福部村が協議、鳥取砂丘の管理団体を鳥取市と福部村に決めた。
1965	昭和40	●11月 鳥取市観光協会と鳥取商工会議所などが鳥取砂丘対策協議会を発足。12月、県知事、鳥取市長に植林地伐採(34ヘクタール)を陳情。
1967	昭和42	●2月 浜坂地区は市観光協会が63年7月に市議会に提出した請願に反対する陳情書を提出。
1967	昭和42	●3月1日 砂丘対策協議会が伐採問題について協議、市観光協会の請願と浜坂地区の陳情をともに取り下げて話し合いで解決することで合意。
1967	昭和42	●9月 鳥取市は浜坂地区に対し、砂丘西側に集団施設地区を新たに設けて、そこでの営業権を浜坂地区に認める、その代わりに保安林を伐採してもらいたいと提案する。
1968	昭和43	●3月1日 鳥取市は浜坂地区に対し、①伐木面積は34ヘクタール、②集団施設地区は15.1ヘクタール、③旧砲台を市が復元する、④柳茶屋の国有地(5.8ヘクタール)を払い下げるなど、伐採の条件を示す。
1971	昭和46	●5月 鳥取市と浜坂地区との間で伐木についての基本的な了解が成立。7月に最終合意に達する。
1971	昭和46	●10月 鳥取市が保安林約17ヘクタールの解除を県知事に申請。
1971	昭和46	●11月 市の保安林解除申請に対して、県は林野庁の意向に沿って、市の計画より約2ヘクタール縮小した14.97ヘクタールを二度に分けて解除する方針を示した。

鳥取砂丘 天然記念物に

文化財 保護委員 國寶など新たに指定

昭和29年11月21日 日本海新聞掲載

鳥取砂丘の天然記念物指定は、昭和29年11月21日、文化財保護委員会が鳥取砂丘(約567ヘクタール)を天然記念物に指定した。これは、昭和26年9月に鳥取市と鳥取大学が砂丘を半分ずつ譲渡したことに伴って、国の天然記念物として指定された。指定されたのは、浜坂、賀露、湖山の砂丘で、面積は約567ヘクタールに達する。この指定は、鳥取砂丘の自然環境を保護し、後世に伝えるための重要な措置である。また、指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。

補助金は十倍へ

山陰二十日ごろ正式指定



山陰海岸国立公園区域図

昭和38年7月11日 日本海新聞掲載

鳥取砂丘の天然記念物指定は、昭和38年7月11日、文化財保護委員会が鳥取砂丘(約113ヘクタール)を天然記念物に指定した。これは、昭和30年6月に山陰海岸国立公園が指定されたことに伴って、国の天然記念物として指定された。指定されたのは、長者ヶ庭、合せヶ谷スリパチ、追後スリパチの三角地帯で、面積は約113ヘクタールに達する。この指定は、鳥取砂丘の自然環境を保護し、後世に伝えるための重要な措置である。また、指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。

来春には実現の運び

林野庁が同意すれば

鳥取砂丘 専門家報告「伐採申請」

昭和46年7月24日 日本海新聞掲載

鳥取砂丘の天然記念物指定は、昭和46年7月24日、文化財保護委員会が鳥取砂丘(約14.97ヘクタール)を天然記念物に指定した。これは、昭和43年3月に鳥取市が浜坂地区に対し、伐採の条件を示したことに伴って、国の天然記念物として指定された。指定されたのは、砂丘西側に集団施設地区を新たに設けて、そこでの営業権を浜坂地区に認める、その代わりに保安林を伐採してもらいたいと提案された。この指定は、鳥取砂丘の自然環境を保護し、後世に伝えるための重要な措置である。また、指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。指定された砂丘の一部は、国寶として指定された。これは、鳥取砂丘の歴史や文化を伝えるための重要な遺産である。

鳥取砂丘の歴史

西暦	年号	出来事
1971	昭和46	●12月 林野庁は①0.83ヘクタールの代替植樹を行う、②第1期分として6.38ヘクタールを解除した後、飛砂状況をみて第2期分8.58ヘクタールを解除する、という条件をつけて、保安林解除を正式に承認する。
1972	昭和47	●10月 鳥取市が保安林解除地(第1期分)の本格的な伐採を始める。翌月に終了。
1974	昭和49	●3月 鳥取市が保安林解除地(第2期分)の伐採を始める。同月内に終了。
1975	昭和50	●8月 鳥取市は保安林伐採跡地に発生したニセアカシアなどを除去。
1976	昭和51	●10月 鳥取市観光協会が植林地除去の早期実現を知事に陳情。
1977	昭和52	●9月13日 鳥取商工会議所、市自治連合会、鳥取文化財協会、鳥取市観光協会が植林地除去や砂丘の復元について市長や市議会に陳情する。
1977	昭和52	●9月 鳥取市は関係機関の代表者や有識者からなる鳥取砂丘対策懇談会を発足させた。翌月、専門委員会も設けた。
1977	昭和52	●10月 鳥取市長と市自治連合会、商工会議所、市観光協会の代表者が植林地除去について知事に陳情。
1978	昭和53	●7月 天然記念物の指定拡大が告知され、146.2ヘクタールになった(既指定の113.0ヘクタールを含む)。
1978	昭和53	●10月 鳥取市は天然記念物鳥取砂丘調査委員会(委員7人)を設置、植林の影響や伐採などについて調査が始められる。
1980	昭和55	●3月 天然記念物鳥取砂丘調査委員会が天然記念物に指定された保安林約18ヘクタールの伐採を提言。
1980	昭和55	●4月 鳥取砂丘一斉清掃実行委員会結成。一般市民も含む1,200人が清掃に参加。
1982	昭和57	●12月 鳥取市が17.3ヘクタールの伐採を始める。
1985	昭和60	●11月 鳥取青年会議所や市観光協会などが鳥取市砂丘観光開発研究会を設立。翌年に砂丘西側の開発促進を提言。
1986	昭和61	●4月 市内の自然保護団体が伐採跡地で草抜きを行う。
1987	昭和62	●7月 鳥取市は雑草除去のため伐採跡地の約17ヘクタールで除草剤を散布。
1988	昭和63	●4月 鳥取砂丘調査会が伐採後5年間行なった調査結果を発表。伐採の効果があつたと結論。
1989	平成元	●7月 山陰海岸国立公園協会の総会で観光業者らが草原化対策として除草の許可を県に迫った。
1990	平成2	●4月 国立公園特別保護地区が131ヘクタールに拡大される。
1990	平成2	●9月 鳥取青年会議所を中心に「鳥取砂丘砂かけフォーラム」が発足。
1990	平成2	●9月 環境庁が砂丘現況調査会を発足、草原化の調査を始める。
1991	平成3	●4月 環境庁は学術専門家からなる「鳥取砂丘保全協議会」を発足させ、3か年計画で除草実験・砂の移動・植生回復等の調査開始。
1991	平成3	●8月 鳥取青年会議所と「砂かけフォーラム」が、市民に呼びかけて砂丘で「草抜きの集い」を開催。
1994	平成6	●4月 県、鳥取市、福部村からなる「鳥取砂丘景観管理協議会」(現鳥取砂丘景観保全協議会)を設立し、本格的に除草作業を開始。
2004	平成16	●鳥取砂丘景観保全協議会がボランティア除草を開始。
2007	平成19	●鳥取砂丘景観保全協議会がアダプト除草を本格導入。
2008	平成20	●10月 「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の制定。
2009	平成21	●1月 鳥取砂丘景観保全協議会と鳥取砂丘新発見伝事業実行委員会を統合し、鳥取砂丘再生会議が設立(全体会、保全再生部会、利活用部会)。 ●4月 「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の施行とともに、鳥取県生活環境部砂丘事務所が設置され、5人の鳥取砂丘レンジャーが巡視活動やガイドを開始。

平成3年までのデータの出典:「山陰海岸国立公園 新・美しい自然公園13鳥取砂丘」(財団法人自然公園財団 編)

よみがえる砂丘の風紋



保安林の伐木開始

47年に続き今月中に86畝

昭和49年3月8日
日本海新聞掲載

1200人クレーン奉仕



鳥取砂丘初の大がかり作戦

昭和55年4月21日
日本海新聞掲載

砂丘再生 県民の手で



雑草駆除に200人参加

根気強く汗だくで作業

平成3年8月26日
日本海新聞掲載

落着き防止条例施行 鳥取砂丘レンジャー本格始動



平成21年4月2日
日本海新聞掲載

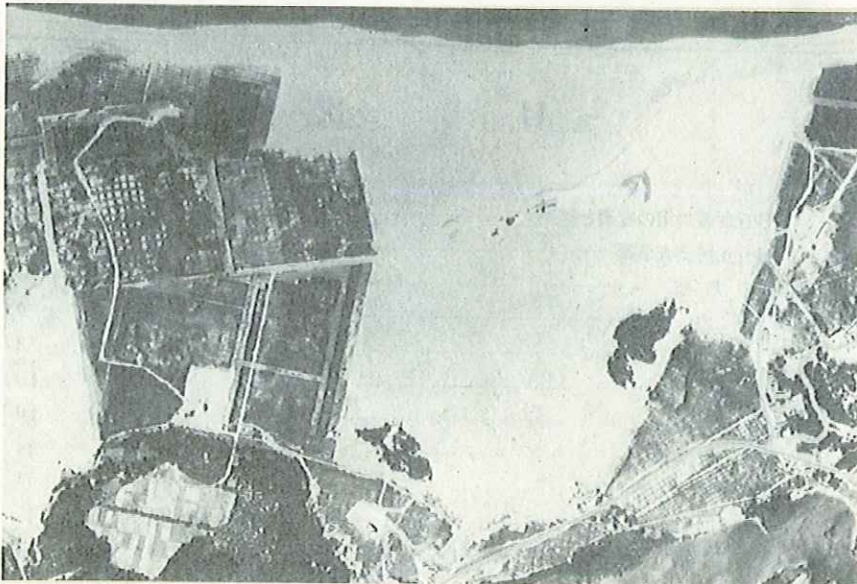
鳥取砂丘の植林と伐採の歴史

鳥取砂丘の植林

戦後、軍用地として使用されていた砂丘が国から払い下げられることになった。それに当たって、砂丘を植林して農業開発のために使うべきか、そのまま保護するべきかという論争が起こったのが1950年代である。1950年、県が本格的な植林計画を発表すると、観光業者や文化財関係者から砂丘保存の主張が高まった。その後の論争は砂丘緑化戦争といわれている。最終的に砂丘を文化財として保護するよりも食糧増産のために開発することの方を重要視する決定が下された。

1952年5月、鳥取市は浜坂、湖山の両砂丘について国から払い下げを受ける契約に調印したが、払い下げの条件は、①潮害、風害防備林造林用地として使用すること、②買い受けてから20年間はその使用目的を変更・廃止してはならないことであった。これによって1952年～1972年までの20年間は砂丘に植林することが義務付けられたことになる。また、植林された土地は森林法により保安施設地区(将来の保安林)として指定された。これに加え、1953年3月、海岸砂地帯農業振興臨時措置法(砂丘開発法)が施行され、砂丘地への植林にかかる費用の半分を国が補助する制度ができた。この二つの動きによって砂丘地における植林推進が決定的になったのである。

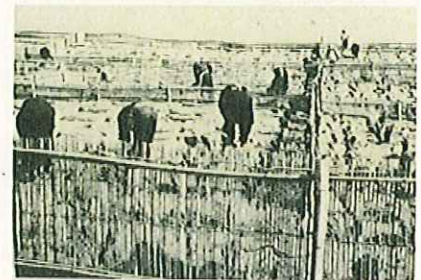
出典:TORCレポート(とっとり政策総合研究センター、松田真由美研究員執筆)



昭和43年の鳥取砂丘



砂丘に作られた竹垣(昭和30年頃)



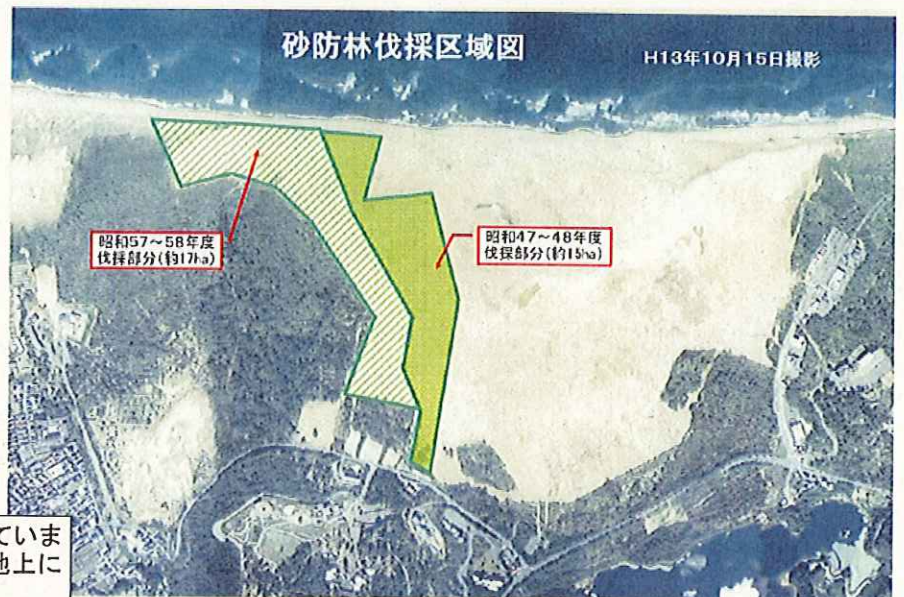
竹垣の中に植林する様子(昭和30年頃)

保安林の伐採

鳥取市では、砂の移動を促進し、砂丘本来の景観を取り戻すため、1972年と1973年の2年度で砂丘北西域の保安林15ヘクタールを伐去した。

1978年天然記念物の指定拡大が告示され、146.2ヘクタールになった。このため、鳥取市は、1982年と1983年天然記念物に指定された保安林17.3ヘクタールの伐去を行った。

出典:鳥取砂丘景観保全調査報告書(H16.3.31、鳥取砂丘景観保全協議会、岡田氏担当箇所)



かつて伐採された木が砂の中に埋もれていましたが、長い年月を経て、砂の浸食により地上に顔を出しました。



鳥取砂丘の草原化

鳥取県では、第二次世界大戦後の1948年(昭和23年)から砂丘地内の砂の移動を止め、農地を確保し、集落を守ることを目的に本格的な植林(飛砂防備保安林)を開始した。植林後20数年、保安林はその機能を発揮し、砂の移動は大幅に制御されたが、反面、砂丘の固定化がはじまり、植物が次第に砂丘を覆いはじめ草原化の様相を呈してきた。

鳥取県は、大正時代のはじめから県の事業として砂防林の整備に力を入れてきたが、本格的な植林は、1932年(昭和7年)鳥取高等農学校(現鳥取大学農学部)が開発した飛砂防備林の具体的なシステムの確立をまつことになる。

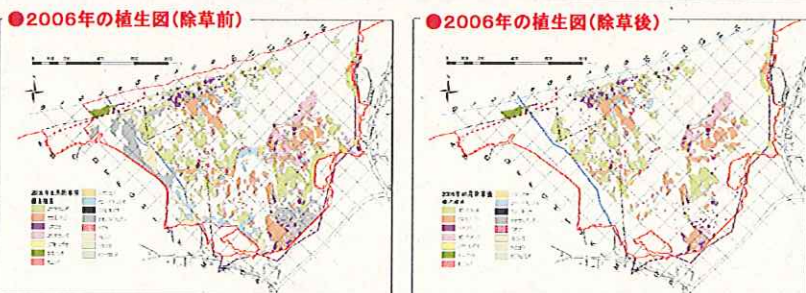
鳥取砂丘は、第二次世界大戦が終結する1945年(昭和20年)までは、その大部分は旧陸軍の演習地であったところから、自然のままの砂地として放置されていた。大々的な植林は、大戦終結後の1948年(昭和23年)からはじまり、1957年(昭和32年)頃には鳥取大学乾燥地研究センター北方の一部と、浜坂スリパチの北域及び追後スリパチの北域を除く他の砂地は植林されていった。(植林面積720ha)

鳥取市では、砂の移動を促進し、砂丘本来の景観を取り戻すため、1972年と1974年の2か年度に砂丘北西域の保安林を15ha伐去した。しかし、十分な効果が得られなかったことから、1982年、1983年の両年度に隣接地の保安林を17.3ha除去した。その結果、季節風による砂の移動は認められたが、メマツヨイグサやメヒシバなどの侵入を阻止することができず、これらが砂丘本来の植物であるコウボウムギやケカモノハシ等にとって代わる勢いになってきた。

出典:鳥取砂丘景観保全調査報告書(H13. 3. 31、鳥取砂丘景観保全協議会、西村氏担当)



鳥取砂丘では平成2年ごろに地面が見えないくらい雑草が繁茂したり、松が生えたりしました。中には、背丈2mに達するヨシや柳まで生えていたという記録があります。



【解説】

1967年にはチガヤ以外の外来植物群落がなかったことがわかる。1979年になるとコウボウムギ、ケカモノハシが増加するとともに外来植物の分布が広がり、西側に大きなメヒシバ群落が出現している。この場所は1973年の砂防林伐採跡地で、そこにメヒシバが大規模に発芽し生育したものである。植生面積が増加する「草原化」は二度目の伐採を行った80年代にさらに進み、1991年には北西側に切れ目なく植物が生育し、第二砂丘列の南側にも外来植物が多く出現した。この直後から機械を使用した定期的な除草が始まり、2006年(除草前)には植生分布面積は減少に転じた。植生面積が砂丘全体に占める割合は24%(1967)→39%(1979)→42%(1991)→32%(2006)と推移していることが明らかとなった。この数字は2006年の除草後には19%に下がる。

出典:2007年度企画展展示解説書(鳥取県立博物館、永松氏執筆)

植生図出典:鳥取砂丘景観保全調査報告書(H19. 3. 31、鳥取砂丘景観保全協議会、永松氏、富永氏担当箇所)

(平成3年6月撮影)



鳥取砂丘における植生面積の割合

